

平成 27 年 度
第3回 定期監査結果報告書

市 民 部

市 民 課

保 險 年 金 課

課 税 課

収 納 課

武蔵村山市監査委員



武監発第 46 号
平成 28 年 3 月 8 日

武蔵村山市長
藤野 勝 様

武蔵村山市監査委員 原田 友義

武蔵村山市監査委員 波多野 健

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

平成27年度第3回定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

市民部(市民課、保険年金課、課税課、収納課)所管の事務

3 監査の範囲

- (1) 予算執行事務(平成27年4月1日から平成27年11月末日までの執行分)
- (2) 物品管理事務
- (3) その他財務に関する事務

4 監査の期間

平成28年1月12日から平成28年3月8日まで

5 説明の聴取

実施月日	監査の対象
2月9日(火)	市民課
2月9日(火)	保険年金課
2月9日(火)	課税課
2月10日(水)	収納課

6 監査を実施した監査委員

原 田 友 義
波多野 健

7 監査の方法

監査の実施に当たっては、予算執行事務、物品管理事務、その他財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、それぞれ関係職員から事務内容の説明を聴取するとともに、関係書類を検証し事務処理状況を確認した。

第2 監査の結果

1 監査の結果

監査対象とした市民部の市民課、保険年金課、課税課及び収納課の所管の予算執行状況は別表のとおりで、計数の誤りは認められず、事務事業についても、試査による検証並びに実査の結果、各事務処理状況は適正に処理及び管理がなされており、全般的に「おおむね良好」とであると判断した。

なお、各課への要望等について、次のとおり記述する。

2 各課への要望

(1) 利用しやすい窓口について（市民課）

市民課及び出張所窓口には、毎日多くの市民が来庁し、職員の対応が市役所全体のイメージを左右する。

今後、親切、丁寧はもちろんのこと、来庁者の立場で、分かりやすく、利用しやすい窓口を目指し、より一層のサービス向上に努めていただきたい。

(2) 国民健康保険事業の健全な運営に向けて（保険年金課）

歳入では、国民健康保険税の大幅な伸びが見込めないこと、歳出では、保険給付費が増加傾向にあることから、今後も保険税の徴収対策を行い、税の公平性を図り、あわせてレセプト点検等による医療費の適正化に努め、国民健康保険事業の健全運営に取り組んでいただきたい。

(3) 公平で適正な課税について（課税課）

今後において、景気の好転や人口増加による税収の伸びは考えにくいことから、未申告者・未登録調査や現況調査など継続して実施し、課税客体の的確な把握に努め、公平で適正な課税の確保に取り組んでいただきたい。

(4) 収納率向上を目指して（収納課）

市政運営で重要となる自主財源の確保や、市民の税負担についての公平性を保つために収納率の向上は重要性を増している。

今後も納付方法の多様化や納税に対する市民の意識を高め、収納率向上を目指していただきたい。

3 まとめ

今回の定期監査において、各担当者から事業執行事務等を審査項目ごとに聴取し、窓口業務が多い市民部は、市役所業務の最前線と再認識したところである。

今後においても、職員各々が市役所の顔としての自覚を持ち、誠実で丁寧な対応、的確で迅速な事務の遂行を心掛け、市民の視点に立った効果的かつ効率的なサービスの提供と市民福祉の増進に努められたい。